

夜間学校 ニュース

1988年 3月 3日
西成区萩之茶屋2-8-9
旅路の里気付
釜ヶ崎夜間学校

在日朝鮮人・韓国人・中国人の
指紋押なつ拒否断固支持！
定住外国人に市民権を！

現金と飯場

飯場の方が得てなければ：

梅雨と同じくらいの雨が降った二月があたり三月になつた。
仕事の量はあいかりらず多く、雨のせいで工事がどこでも遅れているので、当然、この調子が続くと思われり。
日当のほうも、ずいぶんとあがってきているようだ。さて、それでどれくらい

生活が楽になるか、だが、どうだろうか。
仕事が多く、雨もあまり降らなければ、今の単価ならば、現金で行くほうが良いように思える。
もつとも、金にあれば、ギャンブルや酒で金が残らぬ、飯場にいた方が、まともなせにが残るという人もいふたうか。

そういう仲間は、マップ、ちよつと置いていて、ギャンブル、酒ともにそこそこというのであれば、現金の方が得なようだ。
一体、どうして、飯場で寝泊りするところ屋賃をとられるのだろうか。いくら個室だとしても、ちよつと考へられないぐらい、経営者はもうけすぎている。
だいたい、ハム出しは、労働者を現場に送ることによって、すでにもうけている。そのもうけを安定的なものにしたいたがために、労働者の居食を振替して

仲間の死

本籍、住所、氏名不詳、年齢50歳位の男性、身長170センチ、短髪、丸顔、体格普通、遺留金品なし
右の者は、昭和62年8月27日午後6時40分ごろ、西成区萩之茶屋1-11南海電鉄高架下にて発見されたもので、同日午後6時40分同所において焼死したものと思われる。
身柄引取人不明につき凶器破産場にて火葬に付したのて心当たりの方は西成区福祉事務所まで申出て下さい。
(官報掲載のものも転載して)

みんなでつくろう

みんなの会館

三人よれば 何とかの 知恵

毎週金曜日
夜七時より
市民館三階

釜ヶ崎夜間学校

(出稼組合・註)

1977年6月24日午前1時過ぎに発生した大阪市大正区三軒家東の「柳井建設宿舎火災」で、熟睡中の25名の釜ヶ崎・出稼労働者の中12名焼死、2名重傷という出稼関係事故として、戦後最大の惨事が起きた。

1969年11月、大阪府発注・熊谷組施工の「尻無川水門下部工事」ケーソン炸裂で11名の命を奪った事故を上回る社会的事故であった。

従って、我々は第23回、第24回全国出稼者西日本大会の大阪労基局長等の交渉で建設業附属寄宿舍の点検を要求し右の通り大阪労基局は把握している。

宿舎が実際に増えたのは岸和田、堺あたりで、あとは報告もれを把握した増加でないかとみられる。

	62月11月現在	63.11.1調(増減)
大阪中央	9	16(7)
阿倍野	19	40(21)
天王寺	-	2(2)
天満	14	11(△3)
大阪西	74	83(9)
西野田	90	89(△1)
淀川	32	38(6)
東大阪	1	14(13)
岸和田	73	101(28)
堺	12	51(39)
羽曳野	11	11(0)
守口	30	23(△7)
泉大津	1	4(5)
茨木	32	66(34)
署分計	398	549(151)

るのが飯場なのだろう。いいとしをした大人が、一番

ものを食べて、自分のつきあいたい人間でつきあえる自由がある状態だと思つる。飯場生活は、さういふ点では

(参考データ) 大阪労働基準局調べ ●昭和49年～昭和52年

監督指導実施状況	昭和49年	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和52年
	12月	12月	12月	緊急一斉(7月)	全国一斉(10月)
監実施件数	175	108	103	154	168
違反寄宿舍数	120	106	70	99	127
違反数	68.6%	76.8%	68.0%	64.3%	75.6%

(出稼組合・註)

- 大阪建設業界が、1977年9月、「自主点検」を行った結果、大阪府下に点在する寄宿舍507件のうちに明らかに違反宿舎と解るものが、323件63.7%もでた。
- 寄宿舍棟数延べ848棟の種別は、基地的なもの(522棟61.6%)、大規模工事で一時的に使う仮設棟(326棟、38.4%)である。所有者別にみると、元請所有(281棟、33.1%)、自己所有〔主に下請業者〕(531棟、62.6%)、賃貸(36棟、4.3%)であった。
- 建物規模は、2階建(708棟、83.5%)、3階建以上(60棟7.1%)であった。
- 「建物業附属寄宿舍規程」は、労働基準法第96条にもとづいて決められている。

ざいぶんと死自由な生活だといえると思つる。いけば、さういふ死自由もがマニして、人夫出しのモウ

法条項	項目	罰則
労基法96条	寄宿舍の設備及び安全衛生	6ヶ月以下の懲役又は8千円以下の罰金
96条2項(1)の命令	監督上の行政措置(寄宿舍の設置等届・工事着手差止め命令)	8千円以下の罰金
96条2項(2)の命令	同上	6ヶ月以下の懲役又は8千円以下の罰金
96条3項(1)の命令	監督上の行政措置(寄宿舍の使用停止命令等)	8千円以下の罰金
96条3項(2)の命令	同上	同上

労働基準法第九十六条 使用者は、事業の附属寄宿舍について、換気、採光、照明、保温、防湿、清潔、避難、定員の収容、就寝に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならぬ。

大阪府労働基準局が、昭和49年11月に、大阪府下管内の寄宿舍を調査した結果、違反宿舎が323件に達した。これは、調査された507件の寄宿舍の63.7%に達した。違反の内容は、換気、採光、照明、保温、防湿、清潔、避難、定員の収容、就寝に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じないことなどが多かった。

この調査で、違反宿舎の多くは、仮設宿舎、Xシヤキなどの部屋代、Xシヤキなどの部屋代、Xシヤキなどの部屋代があたりまえなのだ。にそかめらさず、日当があがるのに、ついで、部代、Xシヤキを引上げようとするオヤジなどがいるというの。まうたけしからんミことだ。今更の時勢なら、飯場の一つや二つ、ポイントで